# 全国家庭福祉施策担当係長会議資料 [扶養手当係説明資料③]

# 【別添資料③】

児童扶養手当省令様式(案) ・・・・・・・1~48P

平成22年3月17日(水) 厚生労働省雇用均等·児童家庭局家庭福祉課

# 児童扶養手当

省令様式 (案)

**	第		무 -											·								
※経	由 名		※市区町村 受付年月日	平成 ・	*	町 村提 出	平成第	号 再	村里	ア成・・ 第 号				あなたと	、あなたの	の配偶者・	同居してい	ハる扶養義	務者の所	得について		-,
	17) 40				手当				WE LLI	77 7	<b>Ø</b>			E分所得	<b>0</b> ;	青水者	. 20 RC	偶者		<b>沙 扶養</b>	義務者	
ħ	① 套名	りがない 性別		男. 女	②告告	明大昭平		3 障 1	その有無	ある・ない	控計水配の	除対している。	氏 象 る な を ま を ま を ま と な ま を ま と な ま を ま と な ま を ま と ま と ま と ま と ま と ま と ま と ま と ま と	名 ボ扶養親族の き親族の き親族の を を も も も も も も も も も も も も も	( <del>0</del> )	<del></del>	į			仌 <sub>)</sub>	(	仌)
あなたのことに	⑤住	所	TEL ( )	•	⑥ 支 私 至 私 全 級 関	名		称	口座	番号	砂精た	以外状者	で前年の12月によって生	月31日において 十を維持してい								
につい	⑦職 排	業 又 は 傍 先 名	TEL ( )			·	<b>③勤務先</b> 所在地	<u></u>				第	1項による方		ļ	※円	P.		Ħ	* FI	PI	Ж П
τ .	②公的 受給 受給 場		ることができる 給ことができなり ることができなり 年金番号・年金=	7種	類)			けること	ができる〉	(種類)	所	12:	定める金品等									
	受給功	され 美雄	ることができない 年金番号・年金=	,— k	( )	よる道	<b>「疾福復</b> 状況	:けること;	ができない		得	<u> </u>		対し支払われた								-
	00児	• • • •	の氏名								額	_		対し支払われた <b>額</b> A	<del> </del>					_		
		(生 年	月 日)	<u> </u>	医成	<u>:集</u> ) 同居	<u>(平成…</u>	生) 同居	(王成	<u></u>	-			を払われた額 支払われた額の		<u></u>						$\overline{}$
児.	印制求	*者との続	柄・ 別居			別民		. 別居			1	F	合計		<del> </del>					_		
朮の	<b>①</b> 監制	)除客の状態の有無 ある・ない					<b>垩</b> 處:	·······	王成			30年	害	<b>整</b>	成份	P	於特	PI	人人 障 特	Ħ	人 陈 特	Ħ
2 2	●際 書 の 状 態 の 有 無 の 状況について 質 (験当するものに○をする)			イ音楽	唯心 ロ死で ニ生死不り へ拘禁ト		ある・ログ は 一本 が 一本 が 一本 が 一本 が 一本 が 子の 子の 子の かんしょう かんしょく かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ			・ない ロ死亡 ハ版 死不り ホ世の ト未婚の チその他	控	夫	婦・海婦の特 母の現者が発 (近来物労学	別加算 (請求者 除しない。)、 別の場合は接降し 至便節	幕: 霸	PI	游・拗	円	器: 数	<b>P</b>	馨:蜀	P
2				) × 7	アの子 チャ	その他	女子の子 '	チその他 ————	女子の子	・ <del>ケ</del> その他 	除	90 雄		控除		丹	円	円	円	円	円	<b>円</b>
いて	6		<u>名</u> 年 月 日								<u> </u>	00 医		* 控 除 资等掛金控除		円円	円円	円円	円円	. 円	円円	円円
	父	現在父がの が 当事由及	死亡・生死不明 ときは、その1数 び1数当年月日	昭和	in .	•	で 関和 ・ ・	, )	昭和	)		<b>砂配</b> 砂地				円円	円円	円円	円円	円円	円円	円
		氏	名									_		76条第1項に 用牛の売却によ	-	P		-		<u> </u>		
	(D)		死亡:生死不明	175		.)	m/ =-	)_	ny ==	)				行令第4条		<u> </u>		Ħ		<u> </u>		Ħ 
	母	当邻苗及	死亡・生死不明 ときは、その該 び該当年月日	單類	· 文	•	單股 .	•	單級		<del>                                     </del>		条 後 の ) 限限度額	全部支給		FI FI		円		円円		円円
	児童か 受ける	父差しく	は母の死亡により	受けて	ることができる 合停止	<b>( )</b>	受ねことができ	7(7)	受ねことが	: [( )	<u> </u>			一部支給	0 # 40 # 4	円	9:10 = 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 -	<u></u>				
100	映算の名	の気給収 対象となっ 対象を全の	祝又は児童が加 ている父養しくし 受給状況	基本	ることができた 佐年・金番 号 年金コード(	ρν' )	受けることがて基礎年金番・年金コー	:号	受けることが基礎年金・年金=	: 乔号	196	平成	年	児童扶養手当 月 月 中事(福祉事務		<b>もの配定を</b> } 股	削水しま	•	*			
(B)		体隙害者 ≅ ≸等級	手帳の番号及び				,							長(福祉事務	所長) .	ſ <b>‴</b>	: *		氏 名			<b>)</b>
父文は最	公的年	■金の├──	類・障害等級								**	. 4	公的年金照合	ありなし	和 (	類	!	の~9の∥ その他の	限び 事項			
又は母が降客で	基礎年金番号・年金コード     父及は母の職業又は勤務先				•					查		平成	?相違ありませ 年 月	<b>[</b> ]			町村			Ē		
**		支給	開始年月 対象児	童数	支給停止		当月額		別金額	証書番号	- ※ 添付 を類	戸住	が お 民東	公的年金	ロ 診断1 へ 養育月 E明、別居	T・X線フ W等に関す 監襲申立1	イルム る申告書 証明、	ハ 生死不り 前住地の別	月証明書 听得証明書	二 遺棄 F F	中立書・証	抈
認定	・却下	4	<b>手</b> 月	۸.	支   給     一部停止     全部停止	月	から 円 から 円 から 円	12月 4月 8月	円 円 円	第号	位 知 第 考			-C N 1112 (			i		<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>			

- 1 ⑥の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。
- 2 ⑨、⑩及び⑱の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 3 ⑨、⑱及び⑲の欄の「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。)」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。)」、「障害年金 (障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。)」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- 4 ⑬欄は、児童が児童挟養手当の支給対象となつた日以後、あなた<u>(請求者)</u>が当該児童の監護<u>等(あなたが母の場合には監護、父の場合には監護し、かつ、これと生計を同じくすること、養育者の場合には養育)</u>を始めた年月日を記入してください。
- 5 ⑩及び⑰の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 6 ⑩の欄は、児童が父<u>若しくは</u>母の死亡により受けることができる「公的年金」、「遺族補償」<u>の受給状況</u>又は<u>あなたが母若しくは養育者である場合には、</u>児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となつている<u>とき、あなたが父である場合には、児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときに父若しくは母の「公的年金」の受給状況を</u>記入してください。
- 7 図の欄は、あなたと生計を同じくしている(又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してくだ さい。
- 8 図の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入して下さい。 なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶殺親族があるときは、その人数を次により ( ) 内に再掲してください。
- (1) 請求者については、②に老人控除対象配偶者及び老人扶殺親族の合計数を、回に特定扶殺親族の数を記入してください。
- (2) 配偶者及び扶淺義務者については、老人扶殺親族の数を記入してください。
- 9 9の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 10 個の欄は、前年(1月から6月までの間に討求する人の場合には、前々年をいいます。)の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期旗談所得金額及び先物取引に係る維所得等の金額の合計額を記入してください。
- 11 のの欄は、前求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から対象児童についての扶養流務を取行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母<u>若しくは父</u>又は児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額(1円未満四捨五入)を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の8割に相当する額の合計額を記入してください。
- 12 ②の欄は、請求者が母である場合には、寡婦控除及び寡婦控除特別加算の額、請求者が父である場合には、寡夫控除の額は控除しません。
- 13 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。
- (1) あなたと児童の戸籍の腳本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
- (2)請求者が母であ<u>り、</u>児童と同居し<u>てい</u>ない<u>協合には、</u>児兪を監護している<u>こと</u>を明らかにすることができる恋類
- (3) 趙求煮が父であり、一時的に児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる歌類
- (4)請求者が母<u>又は父</u>以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を袭育していることを明らかにすることができる書類
- (5) 児童又は児童の父養しくは母が障害の状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断性、次の傷病による場合には、エツクス線直接撮影写真呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゆう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他
- (6) 次の場合は、その事実を明らかにすることができる背類 (ア)父又は母が生死不明の場合、(イ)父又は母が1年以上遺迹している場合、(ウ)父又は母が1年以上拘禁されている場合
- (8) このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。
- 14 この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
- ◎ 嘘偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

表		面

	_					児童技	養手当隊	章害詞	8定部	》断書	 - (初	見覚障	———— 害用)				w- · ·	
1	(义 日		が な) 名					2	生	年	月	Ħ	明治 大昭和 平成	4	F	月	B	
3	信	È	所				-	4		ー 害の つた							-	
5		傷病の		i 1		<ul><li>・不慮災・</li><li>・</li><li>・</li><li>その他</li></ul>	労災・)	6	傷	病発	生年,	月日		£	Ŧ	月	日	
7	d	って医	めはじ 師の診 けた日		年	月	Ħ	8	将	来再記	認定の	の要		有	. •	無		
	@	視	カ										① 所	見				
現				裸	眼	矯	Œ	矯	正	眼	鏡		(前眼	(部)				
症		右	眼								D		右					_
(機能		左	眼								D		左	·		·	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
(機能障害診断)	(I)	) 視	野										(中間 右	透光体	本)			
断)		y Di	14 25-20	\$5 -20 -15 -10 -15 -20 -25 -25 -25 -25 -25 -25 -25 -25 -25 -25	5-10-15-	20-254 11 25-20		EX. 100 - 15 - 100 - 10	0-15-2	0-25 A			<u>左</u>	底)				
12	婧	<b>†</b>	考													<u>-</u>		
_	上 記		り診断〕 又は診療 在	療所の名称	; 1			- 1 <del></del>	<b></b>					平成	年	月		日
1							<b>2</b>	<b>多療</b> 技	当科	炤		医	師氏名				<b>(1)</b>	1

<sup>◎</sup> 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点がありますと認定がおそくなることがありますので、くわしく記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入して下さい。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となつた傷病についてはじめて 医師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師が診断している場合は、本人の申立てによつて記入し て下さい。また、それが不明の場合には、その旨を記入して下さい。
- 4 ⑨の欄の視力測定の際の照度は、200ルクスとして下さい。
- 5 ⑩の欄は、視野障害が問題となり、特に本人から依頼された場合にのみ測定して下さい。
- 6 ロ頭による諸検査結果と他覚所見とが一致しないような場合は、備考欄になるべくくわしく診断結果を附加 記入して下さい。

	児童扶養	手当障害認定診断書 ( 聴 モル・〈 ・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	力 · 平 衡 機 能 能 · 音声言語機能	用
1	(ふ り が な) 氏 名		② 生 年 月 日	月日
3	住 所		④ 障害の原因と なつた傷病名	
⑤	傷病の原因 又は誘因	先天性 (疾病・不慮災・労災・ 後天性 (戦傷災・その他	⑥ 傷病発生年月日 年	月日
Ø	④のためはじめて医 師又は歯科医師の診 断を受けた日	年 月 日	⑧ 将来再認定の要 有・	· 無
		9 聴 カ	障害	
現 症 (機能障害診断)	左右	左 デシベル 右 デシベル 左 デシベル	オージオグラム dB -10 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 250 500 1000 2000 4000	Hz
		⑩ 平 衡 機	能障害	
	所見			
	10 直 宿	機 能 障 害	(D) 音声言語機能 	障害
	所 見		所 見	
(13)	備考			
-	上記のとおり診断しま 病院又は診療所の 所 在 診療	<b>す。</b>	平成 年 医師又は歯科医師名	月 日 · · •

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に 無関係な欄には記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また、児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点がありますと認定が遅くなることがありますので、くわしく記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入して下さい。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日でなく、本人が障害の原因となつた傷病についてはじめて 医師又は歯科医師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師又は歯科医師が診断している場合は、 本人の申立てによつて記入して下さい。また、それが不明の場合には、その旨を記入して下さい。
- 4 ⑨の欄のデシベル値は、話声域すなわち、振動数500、1,000、2,000周波数の音の聴力損失デシベル又は聴力レベルデシベルの平均値をとることにより、算定して下さい。すなわち、その各々をa、b、c

 $\begin{array}{ccc} & \frac{a+2b+c}{4} & \text{ can st.} \end{array}$ 

- 5 昭和57年8月14日改正前のJIS規格又はこれに準ずる標準オージオメータで測定した場合のデシベル値は⑨の聴力損失(旧規格)の欄に記入し、同日改正後のJIS規格又はこれに準ずる標準オージオメータで測定した場合のデシベル値は⑨の聴力レベル(新規格)の欄に記入してください。なお、オージオメータによる測定値が聴力レベルで表される場合には、製品に必ず聴力レベルであることの表示が行われているので確認してください。
- 6 最良語音明瞭度の検査は、オージオロジー学会で定めた方法によって下さい。 なお、この検査は、語音明瞭度障害が問題となり、特に本人から依頼された場合にのみ測定して下さい。
- 7 平衡機能で脳性によるものは(例 脳性麻痺)、肢体不自由として取り扱われますので、診断書の用紙は肢体不自由用を使用して下さい。
- 8 口頭による諸検査結果と他覚所見とが一致しないような場合は、備考欄になるべくくわしく診断結果を附加記入して下さい。

表 面)	
------	--

							•	)U354/\	æ.i			PHIE	(IDCPF*	不自由)						
りが	ぶな) 名				-						2 4	年月	B	明治 大昭和 平成		年		月	Ħ	
È	所						•				4	害の原								
	)原因 誘 因		天性 そ天性	1 .	疾病・ その他		・労災・	• 戦傷》 	災・		⑥ 傷	病発生 	年月日 		年	<u>.</u>	月		FI .	
	こめは ffを受り			क		年	月		F	1	⑧ 将	乎来.	再;	忍 定	の要		有	•	無	
9	部	位	母指	示指	中指		小 指	野		前腕	肘 関節	上腕	肩 関節	リスフラン 関節	ジョペール 関節	足関節	下腿	膝   関節	大 腿	股 関節
	末節以下	左右			-			左												
	中節以下	左右						右												
	基節以下	左右						断端	の痛	<b>iみ</b> 、	有・無	すぐ.	上の関	節の異常	ぎ 有・無	(あれ)	ÍW.	(D), (B)	こ記え	<u> </u>
10		麻		<u>. I.</u>		痺	(1)	体 幹	- 29	l 肢	関(	節 運	動	筋力		102 1	本幹・	四肢関節	<b>節運動</b>	<b>的範囲</b>
外	弛痙			緩直		性性	部位	運動の種 类			程 マスは マ減	t 半	• ;	減 著消	度 減 又 は 失	強直	技位	自動肢の	立	<b>媑</b> 胶位
	不	, <b>S</b>	植蕉	Ť ĭ	運動	力性		前	屈										_	
	失			調		性	首	後	屈				·			-		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$\dashv$	· 
観	強し		ん	剛せ	ん	性性		捻	転	左右						右			-	
				<del>-</del>			体幹	前				_	· · · · · ·			-			-	
起	脳					性		後	屈	左	<del></del>	-		-		-			7	
因	脊			ŧ	徝	性	骨盤	ひきげ	あ	右						1/			$\downarrow$	
部	末		梢 ()	神筋性	経 生)	性		ひきげ	あ	左  右										
位	そ			の		他	肩甲骨	内	転	左右							<u>/</u> .			./
								外	転	左右										
1	<u> </u>	 I			麻	痺	-	<del> </del>		左			· · · · ·			左		<u> </u>		

	類								前	挙	  右							
-	及	41	1 覚	脱	失・	鈍	麻	肩 関 節			左	·································			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	右		
	び		• 96	過	敏・	異	常	다	外	挙	左  右				·	左		
	そ	運	動		麻	,	痺				左				<del>~</del>	右		
症	の		<i>5</i> /3		ИТ	;	744		屈	曲					·	左		
	程	(銀幣	ido. C	a) (	D) > ≅	371		肘 関 節			右				<u>-</u> -	右	<del></del>	_
	度	任主及	נוגעני, ענ	<i>9</i> 、(	F3) (← ¤r	(۱۸		山	伸	展	左					左		
	· 戊 ———			T							右				·	右		
					左				回	内	左 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				左		
		上	思	支				前腕			右					右	_	
	反				右				回	外	左 					左		
				_							右		_			右		
機					左				背	屈	左 					左		
		下	肘	支				手 関節			右	· ·			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	右		
	射				右			節	掌	屈	左 			·		左		
							_				右			<i>;</i>		右		
					左				屈	曲	左 					左		
		]	キー反射	1							右					右		
		その他	病的反射	4	右			肢 関 節	伸	展	左 					左		
		ļ					_	節			右					右		
能									内	転	左 			·		左		
	排	尿 -	排	便	障	i :	害				右					右		
									外	転	左 	· <b></b> ,				左		
			有・	<b>1</b>	<b>#</b>			·	,		右					右		
									屈	曲	左 					左		
						•		膝関 節			右					右		
								節	· 伸	展	左 右					左		
障	褥	創 又	はそ	σ	瘢	痕		:								右		
								足関節	背	屈	左 					左		
		7	有・・	無				節			右					右		
	-								底	屈	左 					左		
				-							右					右		
	⑬ 指		<del></del>		指 ———	1		示		指		中		指	薬	指	小	指
	運動筋力及び自動肢位し	左 :	基節 中手骨	<u>/</u>	末節		中	<u>基節</u> 手骨	/	/_	節 末節		<u>^.</u>					
1 1	<b>~</b> 1	i I				Γ						9–						

障害があるときのみ)	右	~~~	>	<b>*</b>							<b>.</b>	<u></u>	
(4) [U]		上肢長	下 肢	長	(1) [1]		上腕 囲	前	腕 囲	大腿	囲	下	腿 囲
肢長	左	сш		СШ		左	cm		CIN		СШ		СПД
	右	СШ		сш		右	cm		cm		сш		ст
具状の関われている。	りしたことも三つ音	常ときど 使用せつまむ(新聞紙が引 にぎる(丸めた週刊 なオルをしぼる(水 ひもをむすぶ はしで食事をする	ず  きぬけない	ハ程度)…	技 補助用/	手 道 左 右 左 右 両手 両手 左 右 左	靴下をは、	杖他(歩く)、一般(姿勢)、	ト 車 (体的に) 勢に関係な こ関係なく) わり・あく	片手で行な	をはく)		肢補装具
害務度		便所の処置をする	(ズボンの のところ (臀のとこ	まえのボに手をやころに手を	☆やる)…	右左右左右	歩く 歩く 階段をの 下 で 下 で 下 で 下 で 下 で 下 で 下 で 下 で 下 で 下	まる (	可能	=すり =すり	要・不要要・不要		室外
18 備考													
上記6		おり診断します。								平成	年	月	B ,
	病所	院又は診療所の名称 在 - ・	陈 地		診	療担当	料名	医部	币氏名				<b>®</b>

裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。

う 字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父<u>又は母</u>の障害の状態を証明するときにも、また児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点がありますと認定がおそくなることがありますので、くわしく記入して下さい。
- 「2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけて記入して下さい。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となつた傷病についてはじめて医師の診断を受けた日を 記入して下さい。前に他の医師が診断している場合は、本人の申立てによつて記入して下さい。また、それが不明の場合には、その旨 を記入して下さい。
- 4 ⑨の欄の有効切断肢長0センチメートルの切断は、そのすぐ上位の関節での離断とみなして下さい。
- 5 ⑩の欄の起因部位が心因性のものと思われる場合は、「その他」の所にマークして下さい。
- 6 ⑩の欄の筋力の程度をあらわすのに「正常」、「やや減」、「半減」、「著減」、「消失」、の言葉を用いていますが、その具体的な「程度」 は次のとおりです。
  - 正 常……検者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
  - やや減……検者が手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合
  - 半 減……検者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合
  - 著 減……自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような肢位では自動可能な場合
  - 消 失……いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合
- 7 ⑫の欄の体幹、四肢関節の運動範囲は、関節角度計を使用して下さい。四肢の角度の測り方は、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた方法によって下さい。

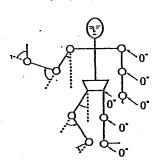
例

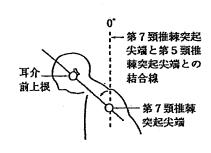
- イ 自然起立姿勢で四肢がとる位置は、次のような角度になります。
  - 肩関節0°、肘関節0°、前腕0°(母指が前方にむく位置)、手関節0°、股関節0°、膝関節0°、足関節0°(図A参照)。
- ロ 四肢の運動角度は、図A、Bの→の角度を記入して下さい。
- ハ 首、体幹の運動角度は、図C、D、Eの→の角度を記入して下さい。
  - なお、自然起立位で、体幹がとる位置は、すべて0°とします。
- 8 ⑬の欄の指の運動角度は、各関節とも伸展位を0°とし、指の背面がなす角度で測つて下さい。角度の記入は、基本肢位を0°とする股、肩のそれに準じて図F、Gのように伸展角度を外側に、屈曲角度を内側に記入して下さい。筋力はその程度を関節ごとに、たとえば、(半減)、強直の場合は(強直00°)というように記入して下さい。
- 9 ⑭の欄の上肢長は、肩峯尖端より橈骨茎状突起尖端まで、下肢長は腸骨前上棘より内踝尖端までの距離を測つて下さい。
- 10 ⑮の欄の上腕囲、前腕囲、大腿囲はその中央部周囲計、下腿囲はその最大周囲計を測つて下さい。
- 11 ⑱の欄では起床より就寝まで装着使用する場合は、「常時」、その間、ある時にはずす場合は、「ときどき」として下さい。
- 12 ⑰の欄の日常生活動作については、補助用具を使用しないで、ひとりでできる場合には可能とみなして○で、ひとりでできても、 うまくできない場合、通常の人が行う4~5倍以上の時間を要する場合は△でかこんで下さい。まつたくできない場合は×にして下さい。

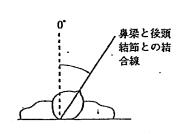
# A (基本肢位と角度測定の方向)

# C (首前屈・後屈)

# D(首捻転)





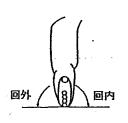


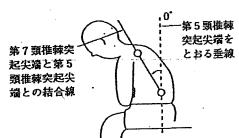
B(前腕回内・回外)

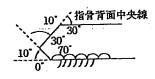
· E (体幹前屈·後屈)

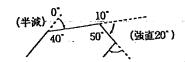
F (母指屈伸)

G (他 4 指屈伸)









		····		(表	面)			<del></del>				
L			児童扶養手当	障害認定	診断書(	呼吸器結構	<b>友用)</b>					
0	(ふりがな) 氏 名		··································			② 生年月	1 🛭	年		月 ·	日	
3	住 所				(4)	の原因とな	1					
(5)	傷病の原因又は 誘因				<b>傷</b>	病 発 生	1	年		月	B	
Ø	④のためはじめ て医師の診断を 受けた日	年	月	В	8の	<b>美再認定</b>	_	有	•	<b>#</b>	ŧ	
9	既往症及び既存 障害											
	初 自覚症状	発熱・盗汗・食績 血痰・その他(	&不振・瘦削・	胸痛・疲		・咳嗽・咳	客痰・喀血	又は	砂初製	時レン	/トゲン	/所見
影	理学的所見									$\gg$	Q	
16	_   赤 沈 値	1時間値 п	m 2時間	値	ma (	年 月	日検査	)		/ }	57	
初診から現在までの臨床的経過	月 検痰成績	<b>塗抹+・-(ガ</b> ラ	フキー 号)培	養+・-	(===	一 個) (	年 月	査)	ļ		1	
薩	⑪症状の経過							}	年.	- 月	日提景	,
段	現在までの				,	-			千 (所見	_	口饭茶	ź
薖	治療状況											
	<sup>33</sup> 略 療中菌検索 の 推 移				(B) V	ントケ	・ン所見	L				
	胸部理学 的 所 見				·					年	月日	١
	その他の り 所 見											
現		1 56° 205° 20. 100° 1	食·中) 盗 不 良) 盗	汗 ( 有	・無)	食	495	中良	体温	平熱· 熱·高熱	微熱·中	等)
	虚状の	咳 嗽(多・少	・無)喀	痰(多・	少・無)	腹	痛(有·	無)	1包 3用1	普通·低 1日平均	秘・下	翔 )
症	概 要	排 尿 痛(有	・無) 尿 意	頻数(	有・無)	噯	声 (有·	無)	咽頭	痛(有	す・無)	
		骨 関 節 (有 機能障害	・無) 骨 厚	題 節 形	有・無)	その	他 (					)
	① 検痰成績	途抹+・一(ガ:   培養+・一(コ:		号) 20	赤沈值	1時間値		man man	② 安	静度		度
	<del></del>	身 長 cm	体 重	kg 胸	囲	can 術の		1	後方 挙上	側方 挙上	内転	外転
23	計 測	胸 团 CIII	脉搏	体	温	●	自動的	度	度	度	度	度
		体 温日 差	呼 吸	肺活	£	CC 節害	他動的	度	度	度	度	
23	) 予 後					,						
8	)備考											
-	上記のとおり診断							平成				
	病院又は 所	診療所の名称 在 地		診療担当	彩皮	17	医師氏名		•	ŕ	·	•

# 面)

(表

面)

	児童扶着	<b>美手当</b> 随	章害認定	診断書				外の結核 び高血圧		
①	(ふりがな) 氏 名					2	生年	月日	明治 大昭和 平成	手 月 日
3	住 所					4	障害な	の原因 こった 病 名	主要疾病合 併 组	
⑤	傷病の原因 又は誘因					6	傷症	房 発 生 月 <sub>,</sub> 日	年	月日
7	④のためは l 師の診断を受		1	年。月	月日	8	将来の要	再認定	有	· 無
9	既往症及び 既存障害	Arman No. 11								
,	診から現在 での臨床的	① 指	可診時所 E状の経	過						
経		(1) H	を を 療 状況	0						_
	⑬ 症状の概 ⑭ 現 在 主 要 所							平成		デン所見 日撮影
.現	土安川	<u>元</u>	身	長	cm	体	重	kg		E CIR
			体	温	°C.	脈	搏		呼	及 .
			肺活	量	СС	動脈血素飽和	酸		.fin. J	E
	計 測 及 66 検 査 別		尿 検 所	査見・	七重(	)蛋白-	- • 士	• + (	c/00)沈	渣所見()
			腎 機	· · · · ·	PSP			余窒素量	t n	ng / dl
症			検査所		その他の	) 腎機能	<b>  検査</b>	所見		
			眼 心 電	底図						
			所	見 見						
			その他 検査所	の見						
10	<del>"</del>	後								
(18)	備	考								
L	こ記のとおり記	多断 しま	<u></u> きす。					平成	年	月日
	病院又は 所	は診療所 在	地	担当和	斗名			医師氏名	, 1	<b>(1)</b>

<sup>◎</sup> 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点がありますと認定がおそくなることがありますので、くわしく記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない 場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入して下さい。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日でなく、本人が障害の原因となった傷病についてはじめて医師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師が診断している場合は、本人の申立てによつて記入して下さい。また、それが不明な場合には、その旨を記入して下さい。
- 4 ⑫の欄には、人工透析療法を実施している場合は、その透析回数を記入して下さ い。
- 5 ⑮の欄には、添附されたエツクス線写真についてその所見を記入して下さい。
- 6 ⑯の欄には、循環機能、腎機能、眼底所見等の所見を得るに必要な検査を行い、 その結果を記入して下さい。ただし、人工透析療法を実施している者の腎機能検査 成績は、当該療法実施前の成績により記入して下さい。PSP(フェノール・スル フオンフタレイン試験)欄には、色素初発時間並びに1時間及び2時間色素排泄量 (%)を記入して下さい。心電図所見欄には、誘導の種類(肢誘導、胸部誘導)及 びその所見を記入して下さい。

様式	第二号()	<b>六)(</b> 复	有一条	⊱関係)	,	(	表		面)						, [	イメ	ージ	未定稿
				児童技	養手	当障害	認定	診断	書(桁	青神及	をび服	疾患	<del></del> 用)		•			
(\$ (D)	りがな)							2	生	年	月	· 日	明大昭平		年		月	B
3 4	主 所						,	4	障害なっ				まな。 合併:	精神障 情神障 身体障	害 {			}.
⑤ 傷	病発生年月	主な精神 合併身体	申障害申障害	:	年 年 年		月 月 月	6	争の医け	ため 師の た	はじ診断	めを			年		月	Ħ
⑦ <i>7</i>	\院年月日		年		月		日	8	将来	再認	定の	要			有	•	無	-
既現 往病	生 活 歷 <sup>9</sup> 発病前状																·	
歴歴	⑩現 病	歴																• •
及び	<sup>11</sup> 現在まで 11 特殊療			特殊薬物 駆梅療法	療法 7	2 精神	インシ 療法	/ユリ 8	ン療 作業			痙攣療 その	<b>注法</b> )他(	4 持	続睡	民療法	5	熱療法 )
TH.	22抑うつ	状 態	1 .	思考・運	動制止	2	刺草	姓・	興奮	3	憂	うつ気	i分	4 そ	の他	(		)
現	<b>③</b> そ う	状 態	1	行為心迫	2	多弁	3	感情	昂揚	• 刺	戟性	4	その	也 (				)
在	40 如覚妄想	状態	1	幻覚 2	妄想	3	その	つ他の	思考	障害	(							)
の	精神運動 び昏迷の		1	興奮 2	长者	<u> </u>	拒約	<u> </u>	そ	の他	(						•	)
状	16意 識	障害		せん妄 その他(	2 鍏	乱	3 🐧	こうご	え	4	痙攣	5	精神	(運動	」) 発化	乍 6	不	幾嫌 )
態	⑪ 知的障害 質的欠陥		1	重度知的	障害	2	中度知	n的障 ———	害	3	軽度	知的阻	善	4 認	知症			
尽	分裂病等 18 · 状態	欠陥	1	自閉 2	感情	青の鈍!	麻冷去	₽ 3	無	為	4	その他	也 (					):
像	<b>19</b> そ の	他																
			1	殺人 2	傷害	₹ 3	悬行	<del>7</del> 4	睝	iÁ	5	白殺化	図4	6 自	傷	7 破	衣	8 不潔

 20 問題行動
 1 殺人 2 傷害 3 暴行 4 脅迫 5 自殺企図 6 自傷 7 破衣 8 不潔 9 放火 10 弄火 11 器物破損 12 窃盗 13 盗癖 14 ぶじよく 15 強盗 16 恐かつ 17 無銭飲食 18 無賃乗車等 19 はいかい 20 家宅侵入 21 性的異常 22 風俗犯的行動 23 無断離院 24 その他 ( )

② 身 体 症 状 1 失禁 2 麻痺(全・片) 3 言語障害 4 瞳孔異常 5 梅毒反応(血液・脊髄液) 6 錘体外路障害 7 その他( )

精神科 特殊看 護及び 指導 ② 要注意必要度 日常生活の介 助指導・必要度

② 医学的総合判定

四 備 考

上記のとおり診断します。 病院又は診療所の名称 所 在 地 平成 年 月 日

医師氏名

☻

◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

診療担当科名

<sup>◎</sup> 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点がありますと認定がおそくなることがありますので、くわしく記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入して下さい。
- 3 本診断書作成に当たつては、相手が患者本人であることを確認して下さい。
- 4 ⑥の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となつた傷病についてはじめて医 師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師が診断している場合は、保護者の申立てによつて記入して下 さい。また、それが不明の場合には、その旨を記入して下さい。
- 5 ⑦の欄は、現に入院中の者について入院年月日を記入して下さい。なお、既往の入院で判明している場合は、 ⑩現病歴の欄中に記入して下さい。
- 7 ②の欄は、必要に応じて「極めて手数のかかる介助」、「比較的簡単な介助と指導」、「生活指導を要する」、「指 導の要がない」の4段階に分けて記入して下さい。
- 8 ②の欄は、③から図までの欄に記載された事項を総合的に判定して、障害の状態を詳細に記入して下さい。特に、「要入院医療」と判定された障害者については、その理由を記入して下さい。

<sup>◎</sup> 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。

<sup>◎</sup> 字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

- 1 ①の欄の「証書番号」は、児童扶養手当証書の交付を受けていない人は記入する必要はありません。
- 2 ②の欄の「被災者」とは、手当を受けることができる人、その配偶者又は扶養義務者(父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹など)で震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財その他の財産(自分の所有するもののほか、所得税法に定める控除対象配偶者又は扶養親族の所有する財産を含みます。)について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた人をいいます。
- 3 ③の欄の「災害の種類」は、震災、水害、火災などの別のほか○○台風などのように、なるべくくわしく記入して下さい。
- 4 ④の欄の記入については、次の事柄に留意して下さい。
  - (1)被災前の財産の概要とその価格 財産は、被災者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族の名義のものでなければなりません。また、財産は住宅、家財又は主たる生計のために使用 している田畑、宅地、住宅でない建物その他の財産のうち、最も被害の大きかつたものについてのみ記入すれば十分です。住宅について被害を受けたと きは、当然家財に被害を受けますが、その場合には住宅についてのみ記入すればよく、その住宅が被災者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族の名 義のものでないときは、家財について記入して下さい。
    - イ 「住宅」については、その規模、構造、延面積、価格等を記入して下さい。 (例 木造平家建60平方メートル約50万円)
    - ロ 「家財」については、家財の主な種類、名称、価格の総額等を記入するとともに、あわせて、住宅の規模、構造、延面積などを記入して下さい。
    - ハ 「田畑」については、田、畑別及びその総面積、価格等を記入して下さい。
    - ニ 「宅地」については、その総面積、価格等を記入して下さい。
    - ホ 「住宅でない建物」については、店舗、工場、倉庫、納屋などの名称ごとの規模、構造、延面積、価格等を記入して下さい。
    - へ 「その他の財産」については、機械、器具、荷車、漁船、牛馬、水車等事業用の資産などの種類、名称、数量、価格等を記入して下さい。
  - (2) 損害の程度とその価格
  - イ 損害の程度は、「住宅」及び「住宅でない建物」については、流失、全壊、半壊、土砂流入、軒下浸水、床上〇〇メートル浸水、全焼、半焼、一部 焼失等のように記入して下さい。

「家財」については、その家財の存した住宅の被害の状況を記入して下さい。 「田畑」及び「宅地」については、流出、冠水、〇〇センチメートル土砂(泥土、砂礫)堆積等の別及びその被害面積を記入して下さい。 「その他の財産」については、財産の種類に応じて具体的に記入して下さい。

- ロ 損害の金額は、時価〇〇万円のように記入して下さい。
- 5 この被災状況書についてわからないところがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いて下さい。

<b>*</b> *	3	育		-	号																											
<u>*</u>	経		ф.					*	# 1	区町	* #d*					(5)	児	童	の	氏	名				ì							
*	町	村	由名					~		1年月		平点	戈 年	月	Ħ	6	生	年	:	月	j	日	垩威	.無			.集	垩成	<u></u>	<b>年</b>		
<b></b>			-					\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			++	平点	+ &=	月	日	<b>⑦</b>	請	求 者	ع	の	売 木	丙										
*	町提		村 出	平成	年 第	Я	日 号	*	町再	提	村出	д	女 年第		号	8	請問	求 居 ・	者 別	居		の引	同	· 居	- 別		居	同		居・別	1	居
					児:	童扶着	<b>能手当</b> 着	頂改定	三請习	<b>文書</b>						9	監制	簑を	始め	た年	月	B	<b>垩</b> 處	~	i	ā		垩成	·		.J.,	<b>₩</b>
																0	障 :	害の	状態	り	有:	無	あ	る	・な		い	あ		る・な	:	۱۷۱ .
	(	ふり	がな	)				6	n sar	#	番 .	号	第		号	0	父	Z.J.	<del>!!</del>	(O)	<b>大</b> 2	兄	イロ	コハニ	ホヘ	<u> </u>	F	1	ロノ	\ 二 ホ	<u> </u>	チ
0		戋	4	4				@	· HE	· 書	<b>1</b>	_ ا	#> 		7	100	父の	氏名	•	生年	月	且		٠.	(年	月	日生)			(年	月	日生)
																03	母の	)氏名	· ·	生年	. 月	且			(年	. 月	日生)				- 月	<u> 日生)</u>
3	í	È	. B	f												公公	<b>(3)</b>	死	t	年	月	月	年		月		- 日		年			Ħ
																死	<b>(15)</b>	死	<u> </u>	<b>の</b>	原	因	業務	上	・業	務	外	業	殇 」	・業	務	外
<b>4</b> 0		B 334 0	7 42 T	ては母	<b>Ω</b> ₩	٠, ١٠	ь z	<b>#</b> 1-	+ z ·	- L +	ስ <b>የ ማ</b> ቁ .	キス	入 種		類	父の死亡したとき	06	死亡	時 又 亡 時	2	1	称										
(4)	٠	/CIBA.V	<b>ノ</b> 又 フ	( I T TX	عاد ده	L 14 .	T 0	1			<b>J-</b> (	C 9	<u>۳</u> ا	•	<b>"</b> ")	یخ	"	直	近の		f 在 :	liih										
	_								き停↓			ماد،	).			٩	İ	נעע	127 JU		1 71 /	45										
	j	世族和	用似の	) 受給	状况			受り	<b>する</b> こ	בצז	02 -(*	きない	, `			母	0	列	ť	年	 月	B	年		月		Ħ		年	月		日
								J								死	13	列	Ė	Ø,	原	因	業務	上	・業	務	外	業	務」	上・業	務	外
脚	係:	お類を	と添え	<b>.</b> ۲ .	児童	扶 後:	手当の額	額のご	女定り	こつし	ハて	請 求 🏗	します			母の死亡したとき		死亡	時又	4	;	称					3					
"				,			•									たと	139	は列直	近亡時近の	f  -					!			ļ				
									•							* *		直	務先	月月	<b>f在</b> :	地			.		•					
平	成	4	F	月	Ħ											1	 父 又 i	± ⊕ σ	死亡	した	ے ۔	à	受ける	2 27	<b>新</b> 類	—— 頁(	)	受け	るこ	とし種	類(	)
										,						<b>20</b>	見蛮なる公	お受年の	るこれ	とか	で間	きの			其 獄	生命	全番号	がて	ききる	多基础	き年く F 金	) 金番号 コード )
]															•		受給	<b>犬</b> 渷					が でき 支給停 受けるこ	止ったがっ	( **か	とい	)	支給	‡停」 るこ	上゛( とができ	をかしい	, )
}										氏。	名			•	)	ļ							受ける					<u> </u>				
																	児童ス	が加賀る 公計	のえ	康	· な	2		(	11.73	任全	番号	20	ب بد ∍	基準	題 生年 1	) 金番号 コード )
																<b>1</b>	てのき	を給り		£ 0/2	C HJ	#	が でき 支 給 停	, TE	年(		- 5	支給	停止	5 J. 2	~ 15Z -	٦ – ۲
- 4	( 2 世 )	広 順 4	in Tell	(福祉	車数	하르.	١_										.,						受けるこ	ことがつ	できな	۲۴۱		受け	<u>るこ</u>	とができ	・ない	\ 
i .							<b>&gt;</b>			殿			•			20	ي ا	》体 [6]	東海 さん	者 手 音 客	帳の無	2						ļ				
"	1 191	ויז ו	文	(福祉	争伤	DIX.	, -										<u></u>					<del></del>			- 1							
1																食を	公	的	等来	頁 •	prit. 世級	Ę.		, j								
w w				····				T <sub>w</sub> x	Z STE 1	<b>杏</b> 作」	<del></del>	平成	年	月	<del>一</del>	父又は世が障害で	年金	金の	基础	世年 <del>1</del> 三金 =	全番	号ド										
** *								** *	N DEC 1	MATE /	<b>1</b> ,X	一八		7	Ļ	害	40	7 (+ 0							+			- <u>·</u> -			—	
	į	改定差	卸下	平成	年	月	B			i	改訂	1	第		号		務	文は思	* "J"	K 7R /	~ 14	24/2										
			-				•									- 備					考											

<sup>◎</sup> 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

- 「④、⑳及び㉑の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 2 ⑤から②までの欄は、新たに手当の支給の対象となる児童について記入して下さい。
- とは請求者が母である場合には監護、父である場合には監護し、かつ、これと生計を同じくすること、 養育者である場合には養育をいい
- 17  $^{\prime}$

- 文文は母が死亡した。 父文は母が死亡した。 父文は母が死亡した。 父文は母が死亡した。 父文は母が原害の状態にある。 父文は母が児童を引き続き1年以上遺棄している。 父文は母が法令により引き続き1年以上均禁されている。 愛女は母が法令により引き続き1年以上均禁されている。
- 業児などで父又は母がいるかいないかが明らかでない。
- 5 ⑫から⑲までの欄は、それぞれの児童の父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- び退職共済年金を含む。)」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。)」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- 7. ②の欄は、新たに手当の支給の対象となる児童が父又は母の死亡により「公的年金」又は「遺族補償」を受けることができる場合に記入して下さい。
- 9 この翻求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。 なお、書類については省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。 イ 新たに手当の支給の対象となる児童の戸籍の抄本とその児童の属する世帯の全員の住民票の写し
  - ロ 請求者が母である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる弥類
  - - 請求者が父である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と一時的に同居しないで監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる連携
  - □ 制求者が母又は父以外の者である場合は、新たに手当の支給の対象となる児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と訓求者がその児童を殺育していることを明らかにすることができる事類
  - 本。 児童又は児童の父養しくは母が障害の状態にある場合には、医師又は敗科医師の診断費、次の復憲による場合には、エック、 呼吸器系稿核・肺えぞ・肺のうよう・けい肺・じた臓器核・胃がいよう・胃がん・十二指腺がいよう・内臓上毒症・加脈り皮 ・北爻は関節損似・その微
  - □ 請求者が世又は淡青者である場合には児童の父の状態、請求者が父又は淡青者である場合には児童の母の状態が以下に該当する場合は、その事実を明らかにすることができる情額
     (イ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母の生死が明らかでない場合
     (ロ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母の生死が明らかでない場合
     (ハ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父父は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている場合
- ト 新たに手当の支給の対象となる児童が障害の状態にある場合は、医師又は歯科医師の診断書、恋の傷病によるときは、エツクス線直接撮影写真
- 10 手当の全部又は一部が支給停止となつている方で、新たに手当の支給の対象となる児童が児童扶奨手当法第9条の児童(父と母が、死亡したこと、生死 不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。)である方は、併せて児童 扶養手当支給停止関係届を出してください。
- 11 この翻求書は、市役所、区役所又は町村役場に出してください。この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人 によく聞いてください。

※※第	号								
※経	由			※市	区町村	b			-
町村	名			受	付年月日	平成	年	月	Ħ
※町	村	平成 年	月日	※町	村	平成	年	月	日 ·
提	出	第	号	再	提出	•	第	-	号 .
児童扶養手当額改定届									
(ふり)	がな)	T							
氏	名				証書番	号 3	第 .		号
住	所			•	<b>1</b>		<del></del>		
対象児i 児童のJ	童でなく 氏名生年	なつた 月日	対象児理由	童でな	くなつた	理由年	の発生	生した 日	
( 垩威~	年.月.	.且生)	イロハニ		チリス カヨ()	平成	年	月	日
( 平成。	年. 月.	月生)	イロハニ		チリス カヨ( )	平成	年	月	Ħ
( 垩成~	<b>年</b> 月		イロハニ			平成	年	月	Ħ
上記のとおり、児童扶養手当の額の改定について届け出ます。									
3	平成	年 月	日						
				1	モ 名			•	
		(福祉事	>						
※※ 証書作	成 平成	年	月 日	※※ 改定i	平原	· 年 第			日号

<sup>◎</sup> 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄には記入する 必要がありません。◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

「対象児童でなくなつた理由」の欄は、次のイから自までのいずれかに該当するものを〇で 1

「対象元量となる。 囲んでください。 なお、ヲ又は力を○で囲んだ場合は、その公的年金の種類を、ヲに掲げるところにより、(イ)から(ツ)までの文字でかつこ内に記入してください。また、ワを○で囲んだ場合は、その遺族の「つ」で、「つ」では、「ロースロート」(ロ)から(8)までの数字でかつこ内に記入してくださ

イ

・ 手当の支給を受けている人が児童の母であって、その母に監護されなくなった。 ・ 手当の支給を受けている人が児童の父であって、その父に監護されなくなり、又は生計を同じくしなくなった。 ・ 手当の支給を受けている人が児童の母又は父以外の人であって、その人に養育(同居、監 ハ 手当の又柄で又いて、 (\*) ~~護、生計維持) されなくなつた。

死亡した。

- 一天でした。
  日本国内に住所がなくなつた。
  日本国内に住所がなくなつた。
  児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。
  18歳に達した日の属する年度が終了した児童であつて児童扶養手当法施行令(以下「令」といいます。)別表第1に定める程度の障害の状態にあつたものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなつた。
  チーロの監護を受けている場合者しくは養育者の養育を受けている場合であつて、父(母が児の監護を受けている場合であって、父(母が児の監護を受けている場合であって、父(母が児の監護を受けている場合であって、父(母が児の事情にある場合であって母と生計を同じくするようになった。
  リーンでなった。
  リーンでは、カーロにより、一般の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。
  リーンでは、カーロの配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。
  ロースにより、日本の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。
  ロースにより、日本の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。

ヌーカが婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。 以下同様。)等により、母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同様。)に養育されるようになつた。 ル 父が婚姻等により、父の配偶者に養育されるようになった。 アンプロログルでによって支給される次の(イ)から(ツ)までのいずれかに該当する公的年金

ルーク 交叉は母の死亡によって大幅 ここで 交叉は母の死亡によって大幅 こことができるようになった。 日日任会

- 厚生年金保険の年金 (D)
- 船員保険の年金 **(ハ)**

(=)恩給

(ホ) 国家公務員共済組合の年金

条例による地方公務員の年金  $(\sim)$ 

- (F) 地方公務員共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合又は旧市 町村職員共済組合の年金 日本私立学校振興・共済事業団の年金 農林漁業団体職員共済組合の年金
- (チ)
- (IJ)
- (ヌ) 国会議員互助年金
- (*IV*) 日本製鉄八幡共済組合の年金
- (ヲ) 執行官の恩給
- (D) 旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給す る年金
- (カ) 戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金
- (E)
- (タ)
- (レ)
- 報覧が有、報及有遺族の年金又は和子金 未帰還者の留守家族手当又は特別手当 労働者災害補償保険の年金 国家公務員災害補償制度の年金 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金 地方公務員災害補償制度の年金 (ソ)

- 児童又は手当を受けている人が、児童の父又は母の死亡によつて支給される次の(1)から(8)までのどれかに該当する遺族補償を受けることができるようになつた。
  - 労働基準法による遺族補償 国会職員法による災害補償 (1)
  - (2)
  - 船員法による遺族手当 (3)
  - (4)
  - 災害救助法による遺族扶助金 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による遺族補 (5)
  - 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族給付 (6)
  - (7)
  - (8)

き(イ)

- (D)
- **(**/\)
- (ホ)
- (F)
- (チ)

- 2 児童扶養手当法(以下「法」といいます。)第9条の児童(父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。以下同様です。)が対象児童でなくなり、他の対象児童の中に法第9条の児童がいない場合には、併せて児童扶養手当支給停止関係届が必要となることがありますので、詳しくは、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
- 3 すべての対象児童が1のイからヨまでのどれかに該当するようになつたときは、手当を受ける資格がなくなりますので、児童扶養手当資格喪失届を出してください。